

2025年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

【行政課】

自治体独自の各種施策については、社会情勢やニーズの変化に伴って、必要に応じ改廃を含めて事業実施の検討を行います。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバйд(情報格差)への対策を講じてください。

【行政課】

各担当課において適切に対応しています。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【介護保険課】

第9期の介護保険料は、介護サービス費用の見込み量や被保険者数の見込み等から算出しており、保険料段階については、負担の公平化の観点から、国の基準が 13 段階のところ一宮市は 17 段階とし、低所得者の保険料を軽減しています。さらに、第 3 段階の一部のみに適用されていた独自減免制度を 2024 年度から廃止し、第1段階から第3段階までの保険料率を国の基準よりも引き下げました。

また、2019 年度から、低所得者層の負担軽減を目的とした介護保険法施行令の改正に伴い、公費の負担等により第1段階から第3段階までの保険料の軽減を実施しています。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【介護保険課】

収入減少を理由とする介護保険料の減免制度については、生計維持者の前年の合計所得金額が 210 万円以下で、死亡、障害、長期入院、失業等の理由により、生計維持者の当該年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比し、2 分の 1 以下に減少すると認められる場合、減免申請日以後到来する減免申請日の属する年度中の納期限にかかる納付額の合計額の 100 分の 50 に相当する額を減免するものであり、要件は適切なものであると考えています。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【介護保険課】

第9期の介護保険料の段階について、負担の公平化の観点から、国の基準が 13 段階のところ一宮市は 17 段階とし、低所得者の保険料を軽減しています。さらに、第 3 段階の一部のみに適用されていた独自減免制度を 2024 年度から廃止し、第1段階から第3段階までの保険料率を国の基準よりも引き下げました。

また、2019 年度から、低所得者層の負担軽減を目的とした介護保険法施行令の改正に伴い、公費の負担等により第1段階から第3段階までの保険料の軽減を実施しています。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【介護保課】

利用料については、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度、高額介護サービス費の支給制度があります。また、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が負担限度額を超える場合に対象となる高額医療合算介護サービス費の支給制度があり、これ以上の減免制度の実施は考えていません。

- ⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等

の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【介護保険課】

施設入所時の食費及び居住費については、特定入所者介護サービス費の支給制度、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度等があり、市独自の補助制度の創設は考えていません。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【高年福祉課】

現行相当サービスが必要と認められた方については、継続利用を可能としています。また報酬単価につきましては、国の動向を注視していきます。

- ②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【介護保険課】

軽度者への福祉用具の貸与については、国の基準により原則対象外のものがありますが、国が定める状態像に該当すると判断できる場合は例外給付を認めています。

なお、疾病その他の原因による急速な状態悪化等により国が定める状態像に該当する場合には、医師の医学的所見等を市町村が確認することとされているため、例外給付について市への確認申請を必要としています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【介護保険課】

2024年度の報酬改定では、全体の改定率は引き上げとなり、主に介護職員等の処遇改善に充てられています。訪問介護については、処遇改善加算の加算率の充実などの対応がとられていますが、基本報酬は引き下げとなりました。物価高騰が続く中、引き続き国の動向を注視していきます。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【介護保険課】

一宮市高齢者福祉計画に基づき計画的に施設整備を進めており、2023年4月には、広域型特別養護老人ホーム1施設(定員100人)及び認知症高齢者グループホーム1施設が開設しました。第9期高齢者福祉計画においては、看護小規模多機能型居宅介護を1事業所、及び認知症対応型共同生活介護を2事業所の整備をすることとしており、今後も計画的な整備を進め待機者の解消に努めます。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

【介護保険課】

施設に対して、入所希望者の心身の状況や病歴等の把握に努め、一宮市特別養護老人ホーム標準入所指針に従い適切に対応するよう指導しています。特列入所の制度については市ウェブサイトに掲載しています。

なお、特列入所は、要介護1・2の方が居宅において日常生活を営むことが困難なことに關し、やむを得ない理由を有する場合に入所判定対象者となるものであり、入所希望者すべてに適用されるものではありません。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【介護保険課】

介護職員の処遇改善については、2024年度介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算が創設されています。

介護人材の確保については、介護事業所等が負担する介護支援専門員の資格更新にかかる研修受講料等の補助に関する予算を2025年9月補正予算案に計上しました。引き続き国や愛知県の動向も注視しながら、実情を踏まえ効果的な施策を検討していきます。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【介護保険課】

介護保険施設等の人員配置は、基準省令で最低基準が定められていますが、施設ごとの実情に応じた配置がされるものと考えています。また、介護人材確保、テクノロジーの活用による安全体制確保や業務負担軽減などの観点から、複数配置について国への要望や財政支援を行う考えはありません。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【介護保険課】

市の運営指導等において、基準省令や労働基準法等の関係法令を遵守するとともに、実情に応じて職員を配置するよう指導しています。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【介護保険課】

夜勤体制に限らず、介護保険事業の実情をよりの確に把握し、必要に応じて適切な対策を検討することは重要ですが、現状においては夜勤体制の実態調査を実施する予定はありません。

(5)高齢者福祉施策の充実

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【高年福祉課】

補聴器購入助成制度については2024年7月から難聴高齢者補聴器購入費助成事業を実施しています。

無料検診事業について、高年福祉課では実施できません。

- ②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

【高年福祉課】

高齢者の居場所として、市ではおでかけ広場推進事業、居場所づくり整備事業、ふれあいクラブ活動支援事業を、社会福祉協議会ではふれあい・いきいきサロン運営費補助を行っています。また、認知症カフェは、市で年2回開催しており、その他にも介護事業所などで開催されていますので新たな助成をする考えはありません。

- ★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【高年福祉課】

電車やバス等通常の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する場合、料金の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る福祉タクシー料金助成事業を行っています。

2022年10月に福祉タクシー助成の対象年齢を満90歳以上から満85歳以上に拡充しています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【高年福祉課】

2024年3月に策定した第9期高齢者福祉計画の政策目標に「認知症施策の総合的な推進」を掲げ、目標に基づき政策を展開しています。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【高年福祉課】

2022年7月から認知症高齢者個人賠償責任保険を開始しています。保険料は無料ですが、認知症高齢者捜索支援サービスを利用している方が対象となり、認知症高齢者捜索支援サービス利用にあたって負担金の支払いが必要です。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【高年福祉課】

要介護認定を受けておらず、前年度健康診査未受診の71・74・77歳の高齢者に対して、「基本チェックリスト」を送付し健康状態を把握しています。認知症や運動面など介護予防が必要な方には、地域包括支援センターへの相談や介護予防事業を勧奨しています。リスクが高い方に対しては、地域包括支援センターから早期の受診勧奨や生活上のアドバイスを行っています。そのため無料検診事業については現在のところ考えていません。

★(7)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【市民税課】

地方税法及び同施行令の規定に基づき、12月31日現在（年途中で亡くなられた方は死亡時点）で要介護1から要介護5の要介護認定を受け、「障害者控除対象者認定書」を発行された方は、翌年度に障害者控除の対象としています。

【介護保険課】

12月31日現在で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」発行の対象としており、「障害者控除対象者認定書」を翌年1月に個別に送付しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【保険年金課】

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源であり、適切に賦課していきますので、引き下げの予定はありません。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【保険年金課】

前年度繰越金及び基金は、国民健康保険特別会計の財源に不足を生ずる恐れがある場合に使用を検討します。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【保険年金課】

低所得世帯は国の法律により均等割及び平等割について、その2割・5割・7割が軽減されています。市独自で低所得世帯に対する減免制度を実施・拡充する予定はありません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【保険年金課】

未就学児は国の法律により均等割の半額が軽減されています。市独自で18歳まで減免制度を拡充する予定はありません。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【保険年金課】

収入減少を理由とした既存の減免制度の要件は、適切なものであると考えていますので、改定する予定はありません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【保険年金課】

法に従い適切に運用していきます。

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【納税課】

納税相談により生活状況を聞き取りながら、納税者の生活実態の把握に努めています。財産や納付資力が無く、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させる恐れがある場合は、法令等に基づいて滞納処分の執行停止や即時欠損を行っています。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【納税課】

財産を所有しているにもかかわらず、納期内に納税されない場合は、法令等に基づいて差押えを行っています。

滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させる恐れがある場合は差押えを行っていません。

給与など差押禁止額がある場合は差押禁止額以上の差押えは行っていません。

(4)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【保険年金課】

傷病手当は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための特別な措置として国の基準に沿って給付していたもので、新たに傷病手当金制度を創設する予定はありません。また、出産手当金制度につきましても、市独自で創設する予定はありません。

(5)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【保険年金課】

一部負担金の減免は、震災や風水害、火災などにより重大な被害に遭われた世帯や、失業などにより収入が著しく減少した世帯を対象に実施し、活用しています。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【保険年金課】

制度については、「国保のしおり（国保制度説明パンフレット）」や市広報、市ウェブサイトなどで周知しています。

★(6)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【保険年金課】

マイナ保険証がない方には、自動的に資格確認書を発行していますが、全加入者

に自動的に発行する予定はありません。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【生活福祉課】

2024 年度末に居住支援協議会が設立され、2025 年度から自立相談支援機関（福祉総合相談室）に住まいの困りごとを総合的に相談できる窓口を設置し、住宅部局とも連携し、居住支援の充実に取り組んでいます。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【生活福祉課】

ケースワーカー及び査察指導員は国の基準を満たすよう配置しています。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【生活支援課】

女性のケースワーカー及び査察指導員を配置しています。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【生活福祉課】

ケースワーカー及び面接指導員は基準を満たすよう配置し、研修・会議を定期的で開催しています。ケースワーカーの外部委託化の予定はありません。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【生活福祉課】

就労支援員は基準を満たすよう配置しています。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【福祉総合相談室】

自立相談支援事業は直営で設置されており、庁内の関係機関との連携は速やかに行っています。生活保護が必要な方に対しては生活福祉課の相談窓口に同行するなど連携した支援を行っています。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【福祉総合相談室】

今年度より地域居住支援事業を開始することで、任意事業はすべて実施します。相談者が困り事を相談しやすいようリーフレットを作成し配布しています。また市ウェブサイトでも各事業の案内をしています。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【福祉総合相談室】

就労支援、家計支援、居住支援を行うこと、また必要な制度や受給可能な手当を案内することで収入や家計の改善をはかり、生活困窮状態からの脱却ができるよう支援しています。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないう、低所得世帯に対するエアコン購入助成

事業を創設・拡充してください。

【福祉総合相談室】

エアコン購入費助成事業等はありませんが、低所得世帯、高齢世帯、障害世帯を対象に、地域支援ボランティア団体と連携を取り、2024年度は19件のエアコン取付や修理等を行いました。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【保険年金課】

福祉医療制度は、愛知県や他市町村の動向を注視しながら、必要な財源を確保し現在の医療費助成制度を維持していきます。2025年10月1日からは、子ども医療費助成制度の拡充をします。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【保険年金課】

子ども医療費助成制度の窓口負担は、義務教育終了(15歳年度末)まで通院入院共に無料としています。

18歳年度末までに受診した入院医療費については、後日窓口申請により還付しています。

2025年10月1日診療分からは、18歳年度末までに受診した通院医療費についても助成をし、通院入院共に窓口負担は無料となります。

入院時食事療養の標準負担額を助成する予定はありません。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【保険年金課】

すでに実施しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【保険年金課】

対象要件に住民税非課税世帯を加える予定はありません。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【保険年金課】

妊産婦医療費助成制度の創設予定はありません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとり

くみを支援してください。

【福祉総合相談室】

生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業委託を継続実施しています。中学生からになりますが、高校進学を支援する事で子どもの将来の自立を後押しして貧困の連鎖を防ぎます。また、事業の中で子どもの居場所づくりにも取り組んでいます。

【子育て支援課】

2023 年度から子どもの居場所づくりを行う団体に対し、運営費の一部を助成する事業を実施しています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【子ども家庭相談課】

2025 年 4 月から新たに統括支援員を配置して、こども家庭センターを設置しました。

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【学校教育課】

就学援助制度の対象は、2011 年度までの認定要件に加えて 2012 年度から生活保護基準による認定基準を設け、改定前の生活保護基準の 1.2 倍以下の世帯までを対象としています。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

クラブ活動費は、一宮市立中学校のクラブ活動に所属し、学校で集金する協会・連盟登録費の個人負担分を支給しています。

卒業記念品、オンライン学習通信費については支給していません。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【学校教育課】

就学援助の申請受付は市内小中学校と市役所学校教育課の窓口にて受付しています。

就学援助制度の案内は、市広報、市ウェブサイトのほか全児童生徒にお知らせを配布しており、年度途中でも申請できることは周知しています。

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

【学校給食課】

学校給食法第 11 条の規定により、学校給食に要する経費（食材費等）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とすることとなっているため現行どおりです。また、経済的な理由により給食費が未納とならないよう就学援助の利用を勧めていますので、減額などを実施する考えはありません。

ません。

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【保育課】

国は、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、給食の食材料費について施設による実費徴収とする方針を示しており、無償にする予定はありません。

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【保育課】

保育士の配置基準について、2025 年度は4・5歳児25対1での配置が実現しました。3歳児については新基準を根拠として配置するには保育士が不足しているため、来年度での完全な実現は困難です。

なお、市内のすべての保育所は、「一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める内容を最低限の基準として運営しています。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【保育課】

公立保育園の老朽化への対応が課題となっている中、施設整備の手法のひとつとして民間移管を検討していますが、統廃合は予定していません。認可保育所の整備・増設は、子ども・子育て支援事業計画に沿って判断していきます。

育児休業を取得した場合には、育児休業証明書を提出していただいた上で、継続入所を認めています。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【子育て支援課保育施設監査室】

引き続き、実地検査を原則として指導監査を行っていきます。

指導監査を行う職員について、保育士有資格者を含む配置をしています。

- ④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

【保育課】

2025 年3月に一宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しましたが、実施や運用の詳細については現在検討中です。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【障害福祉課】

障害児者にかかる障害福祉サービス等の利用増など、市の負担が著しく増加するなか、手当を増額することは市の財政上困難です。

- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

【障害福祉課】

地域社会で自立して生活できるよう、住まいの確保は重要と考えています。現状では、日中サービス支援型のグループホームをはじめ、事業者により市内各地にグループホームが設置される等、地域での生活にかかる施設の整備が進んでいます。

家賃補助については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、所得の状況に応じ「特定障害者特別給付費」を支給しています。物価高騰対策は国や愛知県の動向に注視していますが、市独自での実施予定はありません。

- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

【障害福祉課】

重度障害者受入れ補助事業において、医療的ケアの体制確保や夜間支援体制の整備促進を行うグループホーム運営事業者に対し期間を限定し補助金を交付しています。

- ④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

【障害福祉課】

障害福祉サービスについては、公平かつ適正な給付とするため、支給決定基準をもとにし、障害支援区分、介護者の状況、環境、本人や保護者の意向等を勘案して、支給の要否の決定を行っています。

障害福祉サービス等の利用増など、市の負担が著しく増加するなか、基本報酬を大幅に増額することは、財政上困難です。

- ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

【障害福祉課】

障害者（児）における障害福祉サービス等の利用者負担については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定められていることで、障害者・児の利用料、給食費などを原則無償に変更することや、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ることはできません。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とす

ることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【障害福祉課】

「介護保険利用優先」の原則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定められている事項であり、市として変更することはできません。

ただし、介護保険で対応できないサービスについては利用状況などに基づき障害福祉サービスをご利用いただいています。

- ★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

【福祉総合相談室】

虐待リスクのあるケースを把握した場合は、自治体職員等が自宅訪問等をしサービス利用等をすすめる体制があります。

養護者虐待については、認定有無にかかわらず、ケースの検討を行い負担軽減策や虐待の再発防止策を講じています。

また、施設従事者虐待については、虐待の要因を検証し、その改善を報告させるにあたり、共に再発防止について考え、再発防止策を実施するまで見届ける体制をとっています。

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【保健予防課】

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）と带状疱疹（各 1 回）以外の任意予防接種の接種費用助成について現在のところ予定はありません。国の動向等を見守りたいと考えています。

接種を希望する多くの方が助成制度を利用できるよう決定した助成額であるため、現在のところ自己負担額を無料にする予定はありません。

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【保健予防課】

成人用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の自己負担金（2,000 円）と带状疱疹ワクチン（定期接種）の自己負担金（生ワクチン 3,000 円、不活化ワクチン 7,000 円/回）は利用者に負担感が大きくならないよう配慮し決定しています。

高齢者用肺炎球菌任意予防接種の助成については現在のところ予定はありません。国の動向等を見守りたいと考えています。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【健康支援課】

2019 年 4 月以降に届け出のあった妊娠届から産婦健康診査の受診票を 1 枚お渡ししており、2025 年 4 月から 2 枚に拡充しています。この受診実績を確認しつつ、受け取られた方の確実な受診を勧奨していきたいと考えています。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【健康支援課】

他市の実施状況等の情報収集に努めています。

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【健康支援課】

妊産婦歯科健診については、妊娠中から産後 1 年までの間で 1 回とさせていただいていますが、すべての妊産婦が受診している状況ではありません。このため健診回数を増やす以前に、受診率の向上を図りたいと考えています。

母子健康手帳交付時や訪問、健診時に受診を勧めたり、市内の産科・小児科に勧奨ポスター掲示を依頼したりするなど啓発に努めていますのでご理解ください。

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【健康支援課】

現在、常勤歯科衛生士 2 名と、非常勤臨時歯科衛生士 9 名（2025 年 4 月 1 日現在）で様々な事業を実施しています。配置につきましては、必要に応じて検討していきたいと考えています。

9. 地域の保健・医療

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【保健総務課】

地域に必要な病床数が確保されるように、引き続き愛知県（清須保健所）が設置する尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会で協議していきます。

- ②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【市民病院事務局管理課】

市立病院の医師は、原則大学医局の人事で動いているので、独自での確保対策は困難です。看護師、薬剤師、医療技師は募集定員を満たしています。市独自で医療従事者に対する奨学金を実施・拡充する予定はありません。

- ③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【人事課】国の保健所体制強化指針及び各所属とのヒアリングに基づき、業務量に見合った適正な人員配置に努めており、必要に応じて採用を行っています。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

【議事調査課】

1・2は一宮市議会の陳情書の取り扱い方法で対応します。

1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑦小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。
- ⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

2. 愛知県に対する意見書

- ①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上